

議員提出第2号議案

足立区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和3年2月19日

提出者

足立区議会議員	ぬかが	和子
同	はたの	昭彦
同	浅子	けい子
同	西の原	えみ子
同	山中	ちえ子
同	横田	ゆう
同	きたがわ	秀和
同	土屋	のりこ
同	長谷川	たかこ

足立区議会議長 鹿浜 昭 様

(提案理由)

子どもの医療費の助成が受けられる年齢を拡大して、より多くの子どもが安心して医療が受けられるようにし、子どもの健全な育成と保健の向上を図る必要があるため、本案を提出する。

足立区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

足立区子どもの医療費の助成に関する条例（平成5年足立区条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「15歳」を「18歳」に改める。

付 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。